

「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」に定める 少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条第1項に、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、同法同条第2項には、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

この法に基づき、地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）には第167条の2第1項に、入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する随意契約が規定されており、その内の第1号には、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が契約の種類に応じ定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」と、修繕工事など迅速に対応するために少額の場合の随意契約を定めている。その額は、「工事又は製造の請負」にて130万円、「財産の買入れ」で80万円、「物件の借入れ」で40万円、「財産の売払い」で30万円、「物件の貸付け」で30万円、業務委託などの「これら以外のもの」で50万円としている。これらの額が定められたのは1982年の「施行令」改正時である。

一方、1989年には消費税が導入され、2019年には税率が10%に引き上げられた。随意契約において契約する際にも、消費税を含んだ額にて契約することとなる。つまり、少額にて随意契約する際には、既に消費税分10%が留保されている。また、人件費や物件費の上昇もあり、受注事業者の収入は1982年当時と比べて、ますます、目減りしている状況にある。併せて、現状のままでは能率的な行政運営に支障が出てくるおそれがある。しかしながら、地方自治体は、「施行令」が改正されない限り、これらの限度額を上回る額を随意契約できる額として「規則」に規定することはできない。

よって、町田市議会は、受注事業者が相当額の収益を得られるように「施行令」第167条の2第1項第1号を早急に改正されるよう、下記のとおり国に対して求めるものである。

記

- 1 今から40年近く前に定められた「施行令」第167条の2第1項第1号の少額にて随意契約できるそれぞれの限度額は、消費税の導入や人件費及び物件費の上昇といった状況を反映していない。透明性を担保した上で、適正な限度額に是正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。